

共同利用・共同研究拠点「マルチオミックスによる遺伝子発現制御の先端的医学共同研究拠点」受託解析要項（対象：学内研究者）

（目的）

第1条 本要項は、横浜市立大学先端医科学研究センターが共同利用・共同研究拠点「マルチオミックスによる遺伝子発現制御の先端的医学共同研究拠点」（以下、拠点）として行う遺伝子発現制御に関する受託解析の利用についての取り扱い、及び事務手続きなどを定めるものである。

（基本方針）

第2条 当拠点での受託解析の利用は、当拠点の業務などに支障のない範囲とし、大量のサンプルの解析依頼などについては受託不可と判断する場合がある。利用する者は、当拠点のスタッフと良好な関係を確保し、関係法令や本学規定及び各種手続きなどを遵守すること。当拠点の業務にあたる関係者は、いかなる場合においても利用者の研究内容について守秘義務を負うものとする。

（利用条件）

第3条 利用に際しては、以下の項目を全て満たすこと。

- ・受託解析を利用するものは、利用料金の支払い能力を有するものであること。
- ・利用目的は学術研究及び研究開発に関する分析のみとし、それ以外の目的（医療診断など）は不可とする。
- ・利用に際し、当拠点が定める諸規定に従うものとする。

（利用形態及び手続き）

第4条 当拠点で提供する受託解析は、サンプルのクオリティチェック及び遺伝子発現データの算出である。さらなる解析については、受託解析の範囲では行わない。受託解析料金表に記載されたデータ量は標準的な目安となる数値であり、想定値に達しない場合でも再解析は有償とする。また、解析結果が研究利用に適さない場合においても、当拠点はその責任を負わない。当拠点の規定、要項に定める所定の様式によって利用手続きを行う。

（研究成果・利用実績の取扱）

第7条 受託解析の成果は利用者に帰属する。ただし、解析の精度を高めるために当拠点内での使用に限って、解析結果を使用する場合がある。また、当拠点の受託解析を利用した成

果を含む学术论文、書籍、学会発表及び講演等の公知となる印刷物及び電子媒体には、当拠点の受託解析を利用した旨を記載すること。記載された印刷物1部あるいは電子媒体の複製を提出すること。これらは、業績件数を集計し、機密保持の範囲内で当拠点の実績報告書に利用する。

(協議)

第8条 上記の項目に記載のない問題が生じた場合は、誠意を持って速やかに協議を行い、これを解決する。